

浦安市感染症の予防及びまん延の防止に関する基本条例

（目的）

第1条 この条例は、感染症の予防及びまん延の防止に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、学校等、事業者及び医師等の役割を明らかにするとともに、感染症の予防及びまん延の防止を図るために必要な基本となる事項を定めることにより、市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

（基本理念）

第3条 感染症の予防及びまん延の防止を目的として市が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国内外の動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化等に即応し、感染症に迅速かつ的確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されなければならない。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止を目的として市が講ずる施策は、災害その他の危機管理に関する施策等との有機的な連携に配慮しつつ実施されなければならない。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止を図るための対策（以下「感染症対策」という。）は、市、市民、事業者等の市の感染症対策に関わる全てのものがそれぞれの責務及び役割に応じ連携を図り、互いの立場及び考え方を尊重して実施されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国、千葉県及び他の市区町村と緊密な連携を図りつつ、総合的かつ迅速に感染症対策を実施しなければならない。

2 市は、市の感染症に関する計画等に基づいて、感染症対策を実施しなければならない。

3 市は、感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理及び発信その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、市は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防及びまん延の防止に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわることがないようにしなければならない。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、児童、生徒等が感染症に関する正しい知識を持ち、生涯にわたり衛生意識を育むことができるよう、市と連携し、感染症に関する理解の促進に取り組むものとする。

2 学校等は、当該学校等において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、感染症の発生及びまん延により生じる影響を考慮し、その事業の実施に関し、職場内及び訪問者、利用者等の感染防止並びに家族の看護等のための休暇取得の促進等の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、事業者は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

2 医療の提供の業務並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、感染症のまん延により市民生活及び市民経済に著しい影響がある状況においても、その業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(医師等の役割)

第8条 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し市が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれて

いる状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得られるよう努めなければならない。

2 病院、診療所、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(千葉県等と市の連携協力)

第9条 市は、感染症対策を実施するため、千葉県その他の関係機関と相互に連携協力して必要な措置を講ずるものとする。

(感染症に関する理解の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が、感染症に関する理解を深めることができるように必要な施策を推進するものとする。この場合において、感染症の患者等の人権が尊重され、不当な差別や誹謗中傷を受けることがないよう、特に留意するものとする。

2 市は、学校教育の場において、児童、生徒等が感染症に関する正しい知識を持ち、生涯にわたり衛生意識を育むことができるよう、教育機関と連携し、感染症に関する理解の促進に取り組むものとする。

(物資及び資材の確保等)

第11条 市、学校等、事業者及び医師等は、感染症対策の実施に必要な物資及び資材を確保するとともに、相互に協力するよう努めるものとする。

2 前項に規定する物資及び資材は、災害対策等のため備蓄される物資及び資材と相互に兼ねることができる。

(実施体制の確立)

第12条 市長は、感染症により市民生活及び市民経済に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、組織の横断的な連携を図るための体制を確立しなければならない。

(救急活動・医療体制の維持確保)

第13条 市は、感染症のまん延により救急活動に著しい影響がある状況においても、本市における救急活動の体制を維持し、これを確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、感染症のまん延により救急医療に著しい影響がある状況においても市民が安心して必要な診療を受けられるよう、救急医療の体制をはじめとする地域の医療提供体制を維持し、これを確保するため、医療機関への支援等の必要な措置を講ずるものとする。

（水害時等の防疫活動等）

第14条 市は、水害その他の災害時等において、生活環境が悪化すること、被災者の病原体等に対する抵抗力が低下すること等に鑑み、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、千葉県と連携協力して防疫活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。